

## 愛知県における公害防止対策（大気・水に関する排出抑制対策）の取組状況

## 1 公害防止対策への取組 - 愛知県における公害防止対策の概況

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の施行に加え、条例で規制対象施設の横出し及び硫酸化物に係る総量規制の実施、法に基づく上乘せ規制などを行っている。

また、特に大気汚染物質や水質汚濁物質の排出量の大きい一部の工場と公害防止協定を締結し、法令より厳しい協定値の遵守について指導を行っている。

## (1) 県条例等による規制等の措置

## ア 環境保全全般

県民の生活環境の保全等に関する条例、同条例施行規則

## イ 大気保全関係

大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例  
愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱、  
愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱 等

## ウ 水質保全関係

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例  
小規模事業場等排水対策指導要領、  
愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱 等

## (2) 公害防止協定の概要

## ア 公害防止協定締結の要件

大気汚染物質、水質汚濁物質等の排出量が大きく、地域の工場立地及び環境の状況を勘案し、当該立地企業が地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあること。

県に公害防止協定を締結するよう地元市町村からの要望があること。

## イ 公害防止協定の特徴

公害防止計画書の作成

- ・ 法令値を上回る厳しい協定値の設定
- ・ 法令にない項目についての協定値の設定
- ・ 監視・測定体制の整備等具体的な対策を規定
- ・ 計画書の内容について毎年度協議

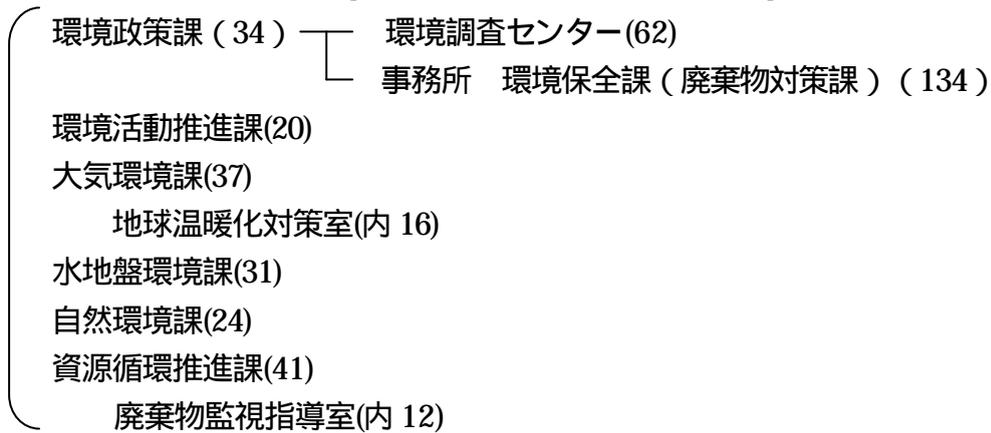
公害関係施設などの設置・変更について、事前協議の義務付け

## (参考) 公害防止協定締結工場

事業所名	関係市町
新日本製鐵(株) 名古屋製鐵所	東海市
(株)ジャパンエナジー知多製油所	知多市
中部電力(株) 西名古屋火力発電所	飛島村
出光興産(株) 愛知製油所	知多市
大同特殊鋼(株) 知多工場	東海市
愛知製鋼(株) 知多工場	東海市
東邦瓦斯(株) 知多熱調センター	知多市
中部電力(株) 知多火力発電所	知多市
中部電力(株) 知多第二火力発電所	知多市
中部電力(株) 碧南火力発電所	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
中部電力(株) 武豊火力発電所	武豊町、半田市、常滑市、美浜町

市町村も協定当事者として参加し、県と協力して効果的な規制・指導を行う。

**(3) 環境保全のための組織（定数 本庁 187・地方機関 196）**



**2 法令等に基づく工場・事業所への対応状況**

**(1) 行政措置に関する基本認識・運用方針**

行政措置に関する運用等について事務所間の基本認識を統一するため、環境保全関係法令事務処理要領及び立入検査事務処理要領を定めて対応している。

**(2) 行政措置実績**

**ア 大気保全関係**

区 分	大気汚染防止法 (17年度末対象施設数 12,384) NOx・PM法 (17年度末特定事業者数 728) ダイオキシン類対策特別措置法 (17年度末対象施設数 495)			県民の生活県民の生活環境の保 全等に関する条例 (17年度末対象施設数 13,417)		
	年 度	H15	H16	H17	H15	H16
立入検査	9,524	10,142	7,771	5,019	5,500	3,902
行政指導	259	240	233	4	12	11
行政命令	0	0	0	0	0	0

**イ 水質保全関係**

区 分	水質汚濁防止法 (17年度末対象事業所数 9,819) ダイオキシン類対策特別措置法 (17年度末対象事業所数 72)		
年 度	H15	H16	H17
立入検査	6,087	5,144	5,021
行政指導	285	265	208
行政命令	5	0	1

**ウ 公害防止協定締結工場関係**

年 度	H15	H16	H17
立入検査	50	51	71

行政指導	1	1	4
行政命令	0	0	0

### (3) 各行政措置の事例紹介

#### ア 大気保全関係

指導の具体的内容	排出基準に適合させるための対策
指導に至る経緯	H16.1.29に木屑ボイラーのばい煙測定を実施、排出基準(0.2g/m <sup>3</sup> N)を超過するばいじん(0.23 g/m <sup>3</sup> N)を検出
企業の改善策概要	炉内補修、燃焼調整、集じん機部品(ハンマリング等)の更新

#### イ 水質保全関係

命令の具体的内容	汚水等の処理の方法の改善
命令に至る経緯	H15.8.27に排水水の検査を実施、排水基準(120mg/l)を超過する高BOD(1100mg/l)を検出。今後も排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあるため
不適正行為の原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚濁負荷を有する汚水等が、処理されずに排出されたため</li> <li>汚水処理施設能力が不足し、かつ、維持管理が不適切であったため</li> </ul>
企業の改善策概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばっ気槽の増設(510m<sup>3</sup> 700m<sup>3</sup>)</li> <li>生産計画の見直し(生産量減少 月産1800t 1500t)</li> <li>一部冷却水の回収処理</li> <li>製造管理基準の見直し</li> </ul>

### (4) 自治体から見た「企業(工場)の公害防止対策への取組」に対する認識

#### ア 公害防止管理の意義の認識

工場長から現場レベルまでの認識については、ISO14001取得などにより公害防止意識の向上が図られている。しかしながら以下のような問題事例が認められた。

- ・ 公害防止のための作業マニュアルは作成されていたが、現場作業員(派遣社員)に十分教育訓練がされていなかったため、周辺住民から苦情が生じた。
- ・ 生産量を増大させるため、処理施設の能力以上に負荷をかけて操業していた。
- ・ 各種公害測定を実施しても、データ検証が十分なされていなかった。

#### イ 公害防止体制の整備

特定工場の整備に関する法律に基づく公害防止管理者の選任は行われ形式的組織は整ってはいるが、実質的な公害防止に関する管理体制と乖離がみられる。

これは、昭和45年ころの「公害防止」のための対応から、現在の「環境の保全」のための対応に変化したため、「公害防止管理者」の権能と乖離が生じてきたことにもその一端があるのではないかと推察される。

環境汚染事案が生じた場合における信用の失墜、あるいはそうした事案が生じない場合でも、環境に配慮した事業活動を行う義務を負う企業は、当然、環境管理部門の権限を強化し、環境管理を最優先事項とする必要があるものと考えられる。

## ウ 不適正事案の発生を未然に防止する公害防止体制の在り方

公害防止管理者等の職責には「公害防止」という概念からの義務が規定されているが、これに「環境」という概念を含め義務を加える必要がある。

その上で、公害防止管理者等がその職務を十分に果たすことができるよう適切な配置を行い、公害防止管理者等を中心とした環境保全体制を整備する必要がある。

公害防止管理者等の配置については、公害防止管理者等を生産ラインに配置するライン型と環境管理課等のスタッフ部門に配置するスタッフ型があるとされるが、

スタッフ型をとる場合は、生産ラインのすべてが掌握できるよう役割・権限を明確にしておく必要があると考えられる。

ライン型をとる場合は、各ラインごとに配置されるため、偏った情報のみでの対応ミスを防止するため、総合的な情報把握ができるよう、他の生産ラインやスタッフ部門との情報の共有化などについて明確にしておく必要があると考えられる。

施設管理データの取扱いについては、スタッフ部門と生産ライン部門が分かれている場合には、一つの部門のみで管理することとせず、データを両者がチェックし活用することにより、データを公害防止に役立つ生きたデータとすることができると考える。

また、そうしたデータについては、地域住民に対して常に開示可能な体制を整備することが望まれる。

## (5) 企業 - 自治体間コミュニケーションの実例

### ア ダイオキシン類対策に関する事業者説明会

- ・ 平成 15 年度・平成 16 年度に 1 回ずつ開催
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置事業者(約 300 名)参加

### イ 県民の生活環境の保全等に関する条例説明会

- ・ 平成 15 年度 県内 8 会場で延べ 10 回開催

### ウ 富栄養化防止対策講習会

- ・ 昭和 61 年度から毎年度 1 回開催
- ・ 総量規制対象事業者(平成 17 年度約 600 社)参加

### エ アスベスト講習会

- ・ 平成 17 年度 県内 4 会場で開催
- 建設・解体業者やアスベスト相談員等(延べ約 2,000 名)参加

### オ 大気汚染防止推進月間(12 月)

- ・ 工場・事業場、関係団体等に対して大気汚染防止対策の取組強化の要請

### カ 地球温暖化防止月間講演会

- ・ 平成 10 年度から毎年度 1 回開催(12 月)
- ・ 大気指定工場・省エネ指定工場事業者(平成 17 年度約 170 名)参加